

## 第 639 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（0 人）

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（3 人）

局長 牧野 常夫	係長 後藤 寿大	副主査 吉澤 智樹	
----------	----------	-----------	--

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について

専決処分報告について



第 638 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>出席予定の委員の皆さまがお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。</p>
局長	<p>委員の皆様には、ご多用のところ第 639 回定例農業委員会総会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、委員 14 名全員の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(議長挨拶)</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>(ブロック研修会参加への御礼、農業担い手確保育成・農地利用最適化シンポジウムで若年農業者等の発表と、地域計画のブラッシュアップの説明及び委員へのご協力のお願い)</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今より、第 639 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>着座にて会議を進めます。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p>

議長	<p>5番 稲村委員 8番 白井委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第1号】</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、4番 川口委員、お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第1号1番について、申請地を本日12月9日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津竹岡インターより南の方向約2Kmから3km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、申請地を相続により取得したが、農業者でないため維持管理に苦慮しており、農地を手放したいと考えておりました。</p> <p>地域において広く農業経営を行っている権利者に申出をしたところ、受諾されたことから売買による所有権移転の申請に至ったものです。</p> <p>営農計画は、水稻、菜花の栽培を予定しております。</p> <p>以上です、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は、申請地を相続により取得しましたが、農業者でないため維持管理に苦慮しており、農地を手放したいと考えておりました。</p> <p>地域において広く農業経営を行っている権利者に申出をしたところ、受諾されたことから売買による所有権移転の申請に至ったもので</p>

	<p>す。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地、田 22 筆 12,738.74 m<sup>2</sup>、畑 10 筆 2,859 m<sup>2</sup>、合計が 32 筆 15,597.74 m<sup>2</sup>で 3 ページと 4 ページに各筆一覧を記載しております。</p> <p>権利者の耕作面積ですが、22,538.61 m<sup>2</sup>、農作業歴 48 年、従農数 1 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等に問題はありません。</p> <p>なお、権利者の所有農地に一部未耕作がありますが、事情を確認したところ、通路や水の便がないとのことであり、それ以外の農地については耕作をしていることから、農地法 3 条許可要件にある全部耕作要件に触れないと考えます。</p> <p>また、推進委員にも聞き取りを行ったところ、当該地域に担い手が少なく、本権利者以外が耕作する可能性が低いことから許可しても問題ないと、意見も伺っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
佐久間委員	<p>水稻や菜花を作るとのことですが、この後の運営委員会の案件も同様で、小さな畑は作る気がないから売りたい、ということだと思えますが、数十m<sup>2</sup>のところではなかなか田んぼはできないと思えます。</p> <p>そういう農地も所有権移転対象に含めていいのでしょうか。</p> <p>譲受人は多く耕作しているといっても、水稻では小さい農地は機械が入らないと思えます。</p> <p>相続した農地をなんとか処分したいと思っているのはよくわかりますが、事務局に確認したいです。</p>
議長	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>

事務局 (吉澤)	基本的に、全部耕作要件や機械、技術力を見て判断しますが、農地の状況等を鑑みて、今回のように耕作可能な方が少ない場合は農業委員会で審査をして許可いたします。
佐久間委員	他にいなければいいと。
事務局 (吉澤)	悪意があって農地を荒らしている人に許可するのは当然ダメですが、今回の場合は、推進委員にも聞き取りを行いました。この地域には担い手がいない、推進委員は譲受人をご存じで、農地をきちんと耕作していることを確認しておりますので、その情報から農業委員会で審査いたします。
佐久間委員	<p>私は個人的に、その農地を実際に見たわけではありませんが、小さい農地では水稲はできず、菜花もそんなにやりきれないと思います。</p> <p>この後の運営委員会の案件は、もっと条件が悪いかもわからず、新規就農者ですが、そういう人とのバランスもありますから。</p> <p>この案件については「大丈夫です」ということですか。</p>
議長	<p>推測でのお話になりますが、自分のものにするとなった段階でまた新しい利用法を考える、面積を広げるなどそういった方法も考えられます。</p> <p>その中で、先ほど事務局からもありましたが、全部を耕作しているわけではありませんが、地域でこれだけの農地を耕作する人がいなくて、この人なら一生懸命やってくれると、ご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>その他、質問はございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。

<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号2番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、お願いします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>議案第1号2番について、申請地を12月7日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>みなと幼稚園より南の方向約400m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は高齢なため、農地の維持管理に苦慮しておりました。</p> <p>権利者は都内に住所がありますが、申請地近接において作業場があり、盆栽や花の栽培をしており、今回新たに営農したいと考え、承諾が得られたことから、賃借権設定のための申請であります。</p> <p>営農計画としましては、花と柿、梅、みかんの栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は高齢なため、農地の維持管理に苦慮しておりました。</p> <p>権利者は都内に住所がありますが、申請地近接において作業場があり、盆栽や花の栽培を行っており、今回新たに営農したいと考え、承諾を得られたことから、賃借権設定のための申請であります。</p> <p>賃借の期間は10年間、賃借料は年間1,000円となります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 田1筆198㎡、権利者の耕作面積は新規就農者であるため0㎡、従農数1名であります。</p> <p>大型の農機具等は所持しておりませんが、梅などについてはすでに</p>

議長	<p>植えられていることから手入れのみであり、今後検討していくとのことであり、問題はないと考えます。</p> <p>また、労働力、技術力等についても問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、6番 大塚委員お願いいたします。</p>
大塚委員	<p>議案第1号3番につきまして、申請地を12月8日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ低温倉庫より北東の方向1.4kmに所在する農地です。</p> <p>義務者は、高齢で労働力が不足し、自宅からも遠く耕作ができないことから、近くで耕作を行っている者をお願いをしておりましたが、その耕作者も高齢となり耕作ができなくなったため、隣接農地の権利者に売買の申出をしたところ、受諾されたことから売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>以上となります。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p>

<p>事務局 (後藤)</p>	<p>事務局補足説明をお願いいたします。</p> <p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、高齢であり自ら耕作することができないため、隣接農地で耕作を行っている権利者に相談をしたところ、隣接農地でもあり、規模拡大に適した立地条件であることから、権利者との間で売却することで合意が整ったことため、本申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1 筆 1,174 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 126,290.38 m<sup>2</sup>、農作業歴 30 年、従農数 4 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 1 号 4 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、7 番 渡邊委員お願いいたします。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>議案第 1 号 4 番について、申請地を 12 月 7 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧天神山小学校より東の方向 600～800m、天神山コミュニティセンター付近に点在する農地で、土地改良事業が行われた良好な営農条件を備えた地域に所属する農地です。</p>

<p>議長</p>	<p>当該農地につきまして、一筆の農地は耕作されているが、三筆についてはいつでも耕作できるような状態に保全管理されております。</p> <p>義務者は高齢で後継者もなく、耕作ができないことから、近隣農地で耕作を行っている権利者に売買の相談をしたところ受諾されたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (後藤)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は高齢で後継者もなく、自ら耕作することができないため、近隣農地で耕作を行っている権利者に相談をしたところ、良好な営農条件を備えた規模拡大に適した農地であることから、権利者との間で売却することで合意が整ったことため、本申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 4 筆 5,368 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積 126,290.38 m<sup>2</sup>、農作業歴 30 年、従農数 4 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>

議長	<p>続いて、議案第1号5番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、3番 丸委員お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第1号5番について、申請地を12月6日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>前久保青年館より南の方向約300m及び南東の方向約650mに所在する農地です。</p> <p>義務者は相続により農地を取得しましたが、高齢のため自力で耕作ができないことから、隣接農地の権利者に売買の申出をしたところ受諾されたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (後藤)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は高齢であり自ら耕作することができないため、隣接農地で耕作を行っている権利者に相談したところ、隣接農地かつ規模拡大に適した立地条件であることから、権利者との間で売却することで合意が整い、本申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地3筆3,362㎡、権利者の耕作面積44,222㎡、農作業歴55年、従農数1名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入</p>

議長	<p>ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号6番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木委員お願いいたします。</p>
鈴木（伸） 委員	<p>議案第1号6番について、申請地を12月7日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>相野谷集会所より北の方向約300mに所在する農地です。</p> <p>義務者は自力で耕作できず、後継者もないことから、隣接農地の権利者に売買の申出をしたところ、受諾されたことから売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 （後藤）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>義務者は自力で耕作できず、後継者もないため、隣接農地で耕作を行っている権利者に相談をしたところ、隣接農地かつ規模拡大に適した立地条件であることから、権利者との間で売却することで合意が整い、本申請となったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地1筆2,372㎡、権利者の耕作面積26,298.76㎡、農作業歴52年、従農数3名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号6番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号7番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員お願いいたします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号7番について、申請地を本日12時に確認しましたのでご説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧佐貫中学校より南の方向約250mに位置する農地です。</p> <p>義務者は市外に住んでおり、維持管理が困難なことから、農地を手放したいと考えておりました。</p> <p>隣接農地の権利者に売買の申出をしたところ、快諾されたことから、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
事務局 (吉澤)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は市外に住んでおり、維持管理が困難なことから、農地を手放したいと考えておりました。</p> <p>隣接農地の権利者に売買の申出をしたところ、受諾されたことから</p>

議長	<p>売買による所有権移転の申請に至ったものです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 46 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は 10,059.08 m<sup>2</sup>、農作業歴 55 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第 2 号】</b></p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番ですが、こちらの担当委員は私でございますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第 2 号 1 番につきまして、申請地を 12 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧いただきたいと思います。JA きみつ大佐和支店より北の方向約 100m に位置する農地でありまして、申請地は令和 5 年 1 月 27 日付で千葉県の一時的転用の許可を受け、今回は許可期限の 3 年を迎えますので、改めて一時的転用の許可を受け、営農型太陽光発電事業を継続するための申請でございます。</p> <p>よろしくご審議いただきたいと思います。</p>

<p>議長</p> <p>事務局 (吉澤)</p>	<p>それでは、事務局補足説明をお願いいたします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電に係る一時転用の期間満了に伴い、事業継続のための一時転用の申請をするものです。</p> <p>継続許可にあたり、下部の農地における営農の適切な継続が条件となっており、具体的な内容としましては、生産された農作物の品質についての劣化の有無の確認、同年同地域の平均的な単収と比較し、おおむね2割までの減少をしていないかなどで判断します。</p> <p>なお、果樹等の場合には、当初数年間は収穫が見込まれないため、剪定、施肥、摘果の栽培管理が計画的に行われているかを確認し、営農の適切な継続が確かかを判断するとしております。</p> <p>毎年の状況報告によると、強風の影響を受け生育不良の苗木があり、一時的にビニールハウスへ避難させておりますが、今後は防風ネットで対策を行い、春までに定植するとのことであり、栽培管理を行っているため、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

<p>平野委員</p>	<p>議案第3号1番ですが、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第3号1番について、申請地を12月6日に確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>君津商業高校より南の方向約300mに位置する農地でありまして、譲受人は申請地周辺において耕作を行っております。</p> <p>今回、農業用施設に係る駐車場用地を探していたところ、申請地を見つけ、譲渡人に話をしたところ農地の管理が難しくなっていたとのことであり、合意に至ったことから、所有権移転を伴う転用申請をするという形になりました。</p> <p>周辺農地には影響がないように計画されておりまして、問題はないと思われまます。</p> <p>よろしくご審議いただきたいと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>では、事務局補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業振興地域整備計画において農用地に指定されている農地です。</p> <p>農用地に指定されている農地は原則として転用ができませんが、千葉県転用関係事務指針の例外規定として、農業振興地域の整備に関する法律において規定する農用地利用計画に指定される用途に供するために行われる場合は、許可が可能としております。</p> <p>本申請の目的は農業用施設としての転用であることから、転用申請と併せて農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第2号に基づき、農業用施設の用に供するための農業振興地域整備計画に係る軽微な変更手続きを行っておりますので、問題ないと考えます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水は自然浸透としております。</p>

議長	<p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済です。</p> <p>農業用施設に係る駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準などすべて満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号2番から5番ですが、権利者が同一かつ同一理由による申請ですので、一括審議、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>それでは一括審議、一括採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員お願いいたします。</p>
稲村委員	<p>議案第3号2番から5番について、申請地を12月5日に確認いたしましたので、ご説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より東の方向約50mに位置する農地であります。</p> <p>譲受人は申請地隣接において特別養護老人ホームを経営しており、災害時等に係る非常通路及び避難場所用地を探しておりました。</p> <p>隣接農地の所有者である譲渡人に話をしたところ農地の管理が難しく、手放したいということであり、合意に至ったことから所有権移</p>

<p>議長</p>	<p>転を伴う転用申請であります。</p> <p>周辺農地には、影響がないように計画されており、問題ありません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、おおむね 10ha 以上規模の一団の農地の区域内であることから第一種農地となります。</p> <p>第一種農地は原則として転用ができませんが、農地法不許可の例外事由の中に、病院、療養所その他医療事業の用に供する施設で市街地以外に設置する必要があるものに該当するため、今回の案件は許可の対象となります。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>用水の引き込みはなく、雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水は集水桝で集水し、既存の水路へ流す計画となっており、接続に関しては添付書類で確認しております。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済です。</p> <p>特別養護老人ホーム用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準などすべて満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 3 号 2 番から 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求</p>

<p>議長</p>	<p>めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番から5番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第3号6番及び7番ですが、権利者及び義務者が同一の申請ということでもありますので、これも一括審議、一括採決としたいと思います。よろしいでしょうか。（声：異議なし）</p> <p>それでは一括審議、一括採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、1番 鈴木委員お願いします。</p>
<p>鈴木（昇） 委員</p>	<p>議案第3号6番、7番について、申請地を12月8日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JAきみつ大佐和支店より東の方向約100mに位置する農地です。</p> <p>譲受人は現在市外に居住しており、市内で住宅用地を検討しておりました。</p> <p>将来のことを考え、両親の居住する宅地内に建設することを検討しましたが、スペースがないことから、近接にある両親名義の申請地が適していると考え、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>また、7番については、専用住宅に係る排水路について、前面道路に排水路がなく、既存の排水路に接続するためには、農地内に排水管を埋設する必要があることから、埋設工事に係る一時転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地は、両親名義の農地のみであり影響がないよう計画されており、問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明が終わりました。</p> <p>事務局補足説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成計画は、盛土を行いますが、1m以下のため盛土規制法には該当しません。</p> <p>雑排水については、農地に排水管を埋設し既設の水路に接続する計画となっており、水路の管理者より同意を得ております。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済です。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準などすべて満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号6番及び7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号6番及び7番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。</p> <p>こちらは農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案となっております。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局 (吉澤)</p>	<p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案について」ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19号第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和7年第8次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定の内容でございますが、整理番号7-8-10まで、合計で貸し手3名、借り手1名、筆数10筆、面積18,369㎡であります。</p> <p>個々の設定内容に関しましては、利用権設定各筆明細のとおりでございます。</p> <p>次に、議案資料として8ページに賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況となっております。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農地面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にしたものであります。</p> <p>いずれも水稻の栽培を行っていく計画となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、専決処分の報告に入ります。</p> <p>市街化区域内農地の専決処分について、事務局長よりお願いしま</p>

局長	<p>す。</p> <p>それでは、専決処分について、ご報告申し上げます。</p> <p>資料の 9 ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地転用 1 件でございます。</p> <p>内容につきましては、共同住宅用地とするもので、面積につきましては 843 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>続いて、資料の 10 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動 4 件でございます。</p> <p>まず 1 番につきましては、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は 241 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>2 番につきましても、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は 4 筆合計で 459 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>続いて 3 番につきましても同様に、専用住宅用地として所有権移転するもので、面積につきましては 35 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>4 番につきましては、太陽光発電施設用地として所有権移転するもので、面積につきましては 1,025 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分のご報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>その他、委員さんの皆様方からご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>事務局の方はいかがですか。</p>
局長	<p>(定例会後、第 3 回運営委員会を開催)</p> <p>(推進委員と合同で、令和 7 年度研修会を 12 月 19 日(金)午後 3 時に開催。テーマは「農業者年金について」、「地域計画について」。</p>

議長	<p>研修会後に懇親会を午後 5 時 30 分からいち川で開催) (「きみつ農業いきいき交流会」について、再度案内) (「令和 8 年度水稻栽培に向けた栽培技術講習会」の案内)</p> <p>以上で本日の審議は終了でございます。</p> <p>皆様には、慎重審議いただきまして、まことにありがとうございます。 した。</p> <p>なお、次回の農業委員会総会は年が改まりますが、1 月 7 日(水)、 場所は 401 会議室、時間は午後 1 時 30 分から開催を予定しております ので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今日のご苦勞様でございました。</p> <p>閉会 午後 2 時 15 分</p>
----	---